
資 料

大井造船作業場 (松山刑務所構外泊込作業場) 50 年の歴史とその役割

——わが国唯一の開放的処遇施設と社会的包摂——

澤 登 文 治

序

一 大井造船作業場および友愛寮の設立の経緯

- (1) 設立者・坪内寿夫の略歴とその着想
- (2) 松山刑務所長・後藤信雄との出会いと
初代東京都副知事・住田正一氏の協力

二 大井造船作業場の 50 年

- (1) 大井造船作業場への道
- (2) 大井造船作業場での矯正教育・職業訓練とその効果、
逃走事件・再犯率・仮釈放率など
- (3) 友愛寮における生活の特徴——自治会と自治活動
- (4) 近隣の大西町住民との関係

結 語

序

四国愛媛県にある松山刑務所（東温市見奈良）は、そこから約 50 キロ離れた大西町（旧越智郡、現今治市）に構外泊込作業場として大井造船作業場（榎新来島どっく内）を有する¹⁾。それは、わが国唯一の本格的開放処遇実施構外泊込施設として、海外からも視察団が訪れたり、わが国でもテレビで報道されたりしたことがあるように、大変特徴ある施設として知られている。しかし、昭和 36 (1961) 年 9 月に同作業場が開設されてから、すでに 50 年余りの歴史を有するこの開放的処遇施設が、どのような経緯で、どのような人々の志によって誕生し、また、どのような役割を、

これまでのわが国の行刑において果たしてきたのかということについてはあまり語られていない。

そこで、これを概観し、このような施設を積極的に評価し、同様の施設を他所にも拡大する条件とは何かを考察するのが、本稿の主要な目的である。そしてまた、この大井造船作業場開設の経緯とその歴史を概観することによって、懲役刑の意味とは何か、懲役刑と矯正・更生そして社会復帰とはどのような関係にあるべきか、さらに今後の受刑者人権の本質をどのように考えるべきか等について思索する、重要なきっかけと要素が得られるのではないかと考える。

筆者は、過去約5年の間、受刑者人権と懲役刑における刑務所内処遇のあり方について、また、そこにおける監視体制について考察してきた²⁾。その過程で、受刑者の身体的な隔離を中心としてきた懲役刑の必要性、合理性、妥当性、および、隔離のもたらす否定的な効果や影響についても考えざるをえなかった。それとの関係で重要なのは、旧監獄法に代わる、2005年の受刑者処遇法（現刑事収容施設法）制定である。

旧監獄法の下における懲役刑の理念は、収容を中心的内容としていたと考えられるが、それが少なくとも立法的に変化したのは、刑事収容施設法においてである。同法30条は次のように規定する。「受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。」つまり、①「その者の資質及び環境に応じ」た処遇を目指すというのだから、それぞれの受刑者に相応しい「個別処遇」が重要視される。また、②「その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起」を目指すのだから、それぞれの受刑者の「自主性を重視」しなければならないことになる。自主性のない「自覚」や自主性のない「改善更生意欲」は、概念矛盾であり存在しえないはずだ。さらに、③「社会生活に適應する能力の育成を図る」のだから、「受刑者の社会復帰」を収容の重要目的としていると考えるべきである³⁾。つまり部分的ではあるものの、筆者の、懲役刑と隔離に関する問題関心については、懲役は隔離のための隔離ではなく、受刑者を個別に処遇し、自主性を重視することで改善更生の可能性を高め、社会復帰を促すためのものであると法的に再定義されることで、立法的には解消される方向にあるようである。

しかし、刑事収容施設法によって、懲役刑執行における受刑者の処遇に関して、新たに目的が設定されたとしても、現実に受刑者を収容する機関である刑務所において、それらが達成されているか否かは、また別個の問題として検討しなければな

らない。過剰収容が問題視された2004年のピーク時には117.6%（ただし既決）であった定員収容率も2012年末には82.2%に下がり、5年以内再入率も2003年出所者については総数で42.6%（仮釈放者については33.4%、満期釈放者については54.5%）、2008年出所者については総数で39.8%（仮釈放者28.9%、満期50.8%）と有意に下降した⁴⁾。これが全面的に刑事収容施設法によって実施されるようになった改善更生のための一般改善指導、特別改善指導、その他の施策によるものか否かは現時点では評価困難ではあるものの、数字だけを見れば改善の方向に向かっていることが見て取れる。それではその傾向を見て安心して、このままの方法で刑行実務も継続していけば、自然に状況はさらに改善されていくことが期待されるのであろうか。

ここで注目しなければならないのは、「再犯者率」である。再犯率（厳密には再入率）が低下する一方、「再犯者率」は上昇している。すなわち、「再犯者の人員は、平成19〔2007〕年から漸減している（24年は前年比2.7%減）が、それ以上に、初犯者の人員が減少しており（同8.7%減）、その結果、再犯者率は、〔平成〕9年から一貫して上昇し続け、24年は45.3%（同1.6pt上昇）であった。」⁵⁾

これは何を意味するのか。犯罪認知件数も全体として大きく減少を続けている⁶⁾中で、再犯者が起こした犯罪認知件数は割合として増加している。つまり、一度置いて刑務所に入所した者が再犯を起こす割合が、全体において上昇しているということは、初犯者よりも、一度は刑務所を経験した者の方が同じ社会情勢、経済状況の中でも、犯罪を起こす傾向が高いことを物語っている。社会復帰ができずに犯罪を繰り返す者の割合が、それまで犯罪未経験だった者よりも高いということ、つまり、刑務所受刑者は出所後、一般市民として社会復帰することに失敗したということだ。出所者なのだから当然と考えるか否かは、理解の仕方によるかもしれないが、刑務所出所者に対する風当たりは、未だに強いという現実を意味する。換言すれば、公権力として受刑者に対して実施している矯正のための政策等が機能せず、したがって社会秩序を維持する機能、または、司法の最終砦（刑罰執行機関）としての役割を果たさず、その出所者が被害者の存在する犯罪を再度起こしたと仮定すれば、犯罪被害者を増やすことを矯正行政が防ぐことができなかった、とも言える。

また別の見方をすれば、出所者は、つまりは「刑務所帰り」で、したがって社会に受け容れてもらえずに再犯を起こした＝社会復帰できなかった（または、社会復帰が困難であった）、ということだ。そうであれば、もしもその者が「刑務所帰り」でなければ、もしかすると社会復帰できたかもしれない、または、社会復帰の可能

性が多少高まるということかもしれない。ならば、「刑務所帰り」ではないことにしよう、というのが、現在全国4カ所に存在する「社会復帰促進センター」という、PFI方式による、別名、民営刑務所なのかもしれない。なぜなら、同センターを出所しても、刑務所というのは正式名称ではないから「刑務所帰り」にはならず、出所者でもなく、「センター帰り」でしかない。同センター以外にも、いわゆる「刑務所帰り」という方法以外での社会復帰の方策を採用している施設があるかもしれない、さらに、身体的隔離を基軸とする懲役刑とは異なる形態での、つまり開放的処遇による懲役刑の実施とはどのようなものか、という探究心から筆者が探索を始めて見出したのが、松山刑務所大井造船作業場であった。

懲役刑を、犯罪に対するペナルティーとして、単に犯罪行為者を社会から一定期間隔離する作用または罰、と捉えるのではなく、一定期間、社会との間に一定の距離を取りながら、社会復帰に向けて更生のための矯正教育や職業訓練を受けさせ、再度、社会の一員として社会活動に復帰させるというプロセスとして捉えようというのが、刑事収容施設法などに示される新たな懲役刑の目的・目標だとすれば、現在の、または少なくともこれまでの矯正行政が、必ずしも期待通りに機能していなかったことを踏まえて、それを修正しそのような期待に合うメカニズム、または、サイクルに戻すための方策は何かを探らなければならない。そこで、一つの例として、わが国の大井造船作業場を考察しようと考えたのである。

このような視点から、以下本稿では、「一 大井造船作業場および友愛寮の設立の経緯」として、(1) 設立者である坪内寿夫^{つぽうちひさお}の略歴とその着想について、また、その発想を矯正の場いかに適用したかについて、(2) 松山刑務所長・後藤信雄との出会いを含めて概観する。そして、大井造船作業場の設立後、これまでの50年余りにわたる経緯について、「二 大井造船作業場の50年」として、同作業場と宿泊施設である「友愛寮」における受刑者たちの作業および活動の特徴等を概観し、そこにおける矯正教育と更生の仕組み、および、効果を確認していきたい。重要な点は、大井造船作業場で働き、友愛寮で生活する松山刑務所受刑者＝「作業員」たち(そこでは、彼らは「受刑者」ではなく「作業員」と呼ばれる)が、(株)新来島どっくの一般工具たちに、同じ作業従事者として受け容れられていること、また、彼らが暮らす友愛寮での生活と活動の特徴が、彼らの自主性を基軸としたものであり、それが地域社会である大西町の人々の信頼を勝ち取り、受け容れられていることである。では最初に、大井造船作業場および友愛寮の設立の経緯を見ていこう。

一 大井造船作業場および友愛寮の 設立の経緯

ここではまず、どのような経緯で大井造船作業場とその敷地内にある宿泊施設「友愛寮」が誕生したのか、坪内寿夫の生涯を概観しながら、明らかにしていく。

（1）設立者・坪内寿夫の略歴とその着想

大井造船作業場で松山刑務所の受刑者に造船作業に当らせて更生させる、という一種奇想天外な考えを打ち出した坪内寿夫はどのような人物で、なぜそのような考えを持ったのか。

坪内氏は大正3（1914）年に愛媛県伊予郡松前に生まれ、昭和9（1934）年愛媛県立弓削商船学校（当時）を卒業後、同年4月に中国大陸にわたり南満州鉄道に勤務するようになった。その後、終戦間際の昭和20（1945）年3月に召集され、すぐに捕虜としてシベリアに抑留され、3年間イルクーツク近くで強制労働を経験した後、昭和23（1948）年に帰国を果たしている。亡き父から相続した財産を元に、翌昭和24（1949）年、松山市で個人経営の映画館を始め、実業家としての道を踏み出した⁷⁾。戦前、住友機械工業の傘下であり造船で有名な今治の波子浜^{はしはま}にあった（株）波子浜船渠は、昭和24年に（株）来島船渠となったが、造船不況の折、同年から閉鎖されていた。それを引き取って再建して欲しいと多くの関係者に懇願され、昭和28（1953）年に坪内氏は5千万円を出資して社長になり、再建に乗り出したのである。坪内氏が再建を始めると間もなく事業は軌道に乗り、（株）来島船渠は発展を始め拡大していった。昭和36年（1961）年に造船所拡張のため新規の土地取得をしたのが、現在大井造船作業場のある大西町であった。その後、昭和41（1966）年に社名を（株）来島どつくと改め、昭和62（1987）年に現在の（株）新来島どつくと新しくなるまで、坪内氏は社長を務めた。昭和53（1978）年の佐世保重工業の再建も手掛けるなど、経営手腕を発揮したことで知られている。

坪内氏のこのような事業展開と、その過程で受刑者を自分の造船所で使おうという発想には、彼のシベリア抑留の経験が大きく関連している。本人曰く、

《私が囚人労働者を普通の労働者として扱うようになった経験は、私自身の囚人体験によるものだ。私がシベリアに抑留されている頃の話だが、あの寒いシベリアで何が楽しかったといって「解放処遇」ほど楽しかったことはない。こんなさ

さやかなことが楽しいというのは、これ以外の囚人生活はことごとくつらく地獄であったからだ。「解放処遇」とは広々とした野原に駆り出されてじゃがいもを掘る作業であったが、イモを掘りながら自然の空気を吸えるというのは、私ら囚人が人間であるということを想い出す瞬間でもあった。》⁸⁾

これが、通常の刑務所のように塀で囲まれ、来る日も来る日もその敷地内から出ることが許されない受刑生活とは違う、大井での「開放的処遇」の着想に繋がったのである。一般にわが国における現行の「開放的処遇」のほとんどは、交通事犯受刑者について実施される。平成17年版『犯罪白書』によると以下のように説明される。「開放的処遇は、拘禁を確保するための施設等の物理的な設備及び職員による監視に代えて、受刑者自身の責任によって規律を確保するとともに、可能な限り一般社会生活に近似した環境の中で、社会復帰のため有効な処遇を実施するものであり、主に交通犯罪の受刑者を収容する行刑施設で実施されている。また、構外作業を進展させた形としても行われており、この種のものとして、二見ヶ岡農場（網走刑務所付設）、大井造船作業場（松山刑務所付設）等がある。」また、それより前の平成15年版『犯罪白書』までは、さらに、「開放的処遇を行う施設では、居室、食堂、工場等は原則として施設せず、行刑区域内では戒護者を付けず、面会もなるべく立会者なしで行わせており、生活指導、職業訓練等、社会復帰に必要な教育的処遇を積極的に実施している。」との説明が追加されていた⁹⁾。平成18年版以後の『犯罪白書』においては、刑事収容施設法の施行に伴ってか、開放的処遇についての説明項目は見られなくなった。

他方、新法、刑事収容施設法88条1項においては、「第30条の目的を達成する見込みが高まるに従い、順次〔制限を〕緩和」とする「制限の緩和」が規定され、その第2項では、「開放的施設」における処遇も認めている。「前項の場合において、第30条の目的を達成する見込みが特に高いと認められる受刑者の処遇は、法務省令で定めるところにより、開放的施設（収容を確保するため通常必要とされる設備又は措置の一部を設けず、又は講じない刑事施設の全部又は一部で法務大臣が指定するものを言う。……）で行うことができる。」この第88条の趣旨として、『逐条解説〔改訂版〕』は、

《すべての受刑者について、一律に同程度、生活及び行動の自由を制限するのでは、受刑者から自発的・自律的に行動する機会やその意欲さえも奪うこととなる。受刑者を改善更生・社会復帰させるためには、何よりも、受刑者自身が自発的にその意欲をもつことが重要であるが、刑事施設における生活及び行動に

ついて、強度の制限を課し続けると、その意欲の醸成を阻害しかねないのである。》¹⁰⁾

そして、開放的施設に関しては、

《通常の閉鎖的な施設において処遇する限り、多かれ少なかれ、その自発性及び自立性が制約されることとなり、その目的を達成する上で限界があることは否定できない。そこで、刑事施設内処遇を行う上でも、一般社会の生活にできる限り近似した環境を実現できる開放的施設における処遇を認めることは、受刑者の自発性・自律性を涵養し、ひいては、受刑者の社会適応性を向上させる上で大きな意義がある。ただし、開放的施設における処遇を行うためには、受刑者に対する強い信頼を前提とすることから、本条において、法30条の目的（改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適應する能力の育成）を達成する見込みが特に高いと認められることが要件とされている。……現時点では、開放的施設に指定されているものとして、網走刑務所の二見ヶ岡農場（構外作業場）、市原刑務所（収容を確保するため通常必要とされる設備又は措置を設け、又は講じた区画を除く）、広島刑務所の有井作業場（構外作業場）、松山刑務所の大井造船作業場（構外作業場）がある（受刑者の生活及び行動の制限に関する訓令9I）。》¹¹⁾

したがって、特に犯罪傾向も進んでおらず、行状も特に良好な受刑者については、ようやく法的にも開放的処遇施設での処遇が認められるようになったのだが、一般懲役刑受刑者については、その「自発性・自律性を涵養」するために、制限緩和や優遇措置以外に、どのような措置が可能とされているか。新法における、そのような新たな刑例の一例として、外部の事業所に通勤させて作業を行わせる外部通動作業（法96条）と、円滑な社会復帰を図るために一定の用務等を行う目的で認められる外出・外泊（法106条）とが挙げられよう。しかし、大井造船作業場は、後に見るように、塀やフェンスも有刺鉄線もない敷地——そもそも松山刑務所という通常の刑務所から約50キロ離れた塀の外——にあつて、今現在でも、「居室、食堂、工場等に施錠せず」「職員を付けずに生活指導……など」の処遇が実施されており、そして何より、「友愛寮」という寮に、作業員全員が、職員も含めて泊り込み、自治会によって自治的に生活を営んでいるところが、他の開放的処遇施設とは大きく異なるし、外部通動作業や外出・外泊などの例外的な措置と考えられるものともまったく異なる。

さて、大井造船作業場設置の経緯に話を戻すが、坪内氏はなぜ昭和28（1953）年に榑来島船渠の再建を、5千万円出して引き受けたのであろうか。坪内氏自身、商

船学校を出ているから、船についてまったく無関心ではなかったにせよ、畑違いの造船に乗り出すにはそれなりの理由があったはずである。当時の造船業界は構造不況にあり、鉄を主たる材料とする頑丈な鋼船を作る船主は、東京や大阪の鋼船大手造船所に発注するのが当たり前で、東京などからの発注がさらなる不況によって絶えれば、来島船渠は次の日に経営不振に陥っても不思議ではなかった。一方、四国愛媛の地元零細海運や漁業者は、周辺の中小造船所に木造船を発注する程度で鋼船を必要ともしていなかったし、その資金もなかった。さらに戦後の財閥解体で、来島船渠は住友機械工業の関連会社として受けていたそれまでの庇護を受けられなくなっていたことも災いした。そのような財政的に極めて厳しい来島船渠の再建に、それまでの数年で、映画館で財をなしたことで知られるようになっていた坪内氏に財界が白羽の矢を立てたのであった¹²⁾。後に佐世保重工業も引き受けることになった坪内氏自身が語るところによると、

《引き受けた事情は〔佐世保重工業の時も来島船渠の時も〕似たようなもんです。誰も引き受け手がない。もうどうしようもない。それで国も困る、住友も困る、県も困る、町も困る、銀行も困る。伊豫銀行の末光千代太郎さん、知事の久松定武さん、副知事の羽藤栄市さん、波止浜町長の今井五郎さん、いろんな人が頼みに来ました。……資金は5千万円要するというので、映画館を三つぐらい売ったら何とかかなると思うとりました。実際は二つ売ってすんだ。映画館というのは、いい場所にでかく土地を取っているから、銀行がすぐ買ってくれた。……映画館主がなぜ全く畑違いの造船などに手を出したのか、と良く聞かれるけど、ま、私は船が好きなんです。弓削商船学校へ入ったのも海と船が好きだったからで……海と船に関してはズブの素人じゃない。それと、やっぱり偉い人たちと付き合いようになって、この世には『事業』という大きな仕事があるんやということが実感としてわかったことでしょうね。事業家というものになってみたい、そういう欲が出たんや。》¹³⁾

この来島船渠の再建に関しても坪内氏は経営手腕を発揮し、波止浜にあった作業場では手狭になって、他に場所が要るほどに、再建の域を超えた発展へと来島船渠を導いた¹⁴⁾。ちょうどその折、用地話が坪内氏に舞い込んできた。それが現在の(株)新来島どつくがある大西町(波止浜から西へ約15キロ)の広大な土地であった。元々住友機械工業が、戦時中に大型造船所を計画して買い占めておいた4万坪であったが、計画が実現されずに終戦を迎え、戦後は荒れ果てていたのを、当時の町長・越智義見という人物が、来島船渠にどうかと話を持ち込んだ。こうして昭和36

（1961）年8月から、来島船渠大西工場の建設が始まった。同年10月には（俣宇和島造船所も坪内氏の下に身売りをして転がり込んできたため、四国の大将、映画王との異名から、一気に、造船王、再建王との名をほしいままにすることになったのである¹⁵⁾。こうして坪内氏は造船所を拡張していくが、その大西工場の建設の際、以前から頭にあった、「開放的処遇」の計画を実現しようと考えたのだ。

ところで坪内氏は、その前年から、松山更生保護会の副会長も引き受けていた。これは受刑者の更生保護のため、端的には仮釈放によって出所してきた元受刑者の身元引受人のような仕事をするもので、当然、受刑者との面談などを釈放前に行って適性などを評価しなければならないことになる。そのような面談において坪内氏が知ったのは、受刑者たちの、自分たちについてのあきらめムードであった。つまり、どうせ自分たちは前科者としてまともな生活ができるわけはなく、仕事といっても普通の仕事が任されるわけもなく、したがって受刑中の労役（現在では刑務作業）にもやる気が起きない、つまり、つまらない、つらい、と考えていることであった。

《囚人の話を聞いてみると、口をそろえて「仕事がつらい」と言う。仕事がつらいというのは、強度の肉体労働が課されるからではなく、仕事に楽しさがないからだ。係官〔＝刑務所職員〕が「どうすれば楽しい仕事ができるのか」と訊ねるから、私は、シベリア体験に触れながら、人間が楽しい仕事をするには楽しい環境を作ってやらなければならない、つまり高い塀の内側ではなく、住宅が見える、女性や子供達の姿も見える、こういったシャバの空気が感じられる環境が必要だ。そうすると、囚人も普通の人間になるだろうと話した。》¹⁶⁾

さらに、造船の醍醐味について坪内氏は、次のように話す。

《造船は汚い仕事だけれども、物を造るという楽しみがある。進水式という行事がある。これには誰でも感激する。船主も造る人も感激して仕事が面白くなる。一度その味を味わうと忘れられるもんじゃない。受刑者にもそういう魅力のある仕事をさせたらどうか、きっと熱心にやる、と思うたわけです。だけど、刑務所の中で大きな船を造ることはできない。どうするか、それなら造船所に連れて来てやったらええじゃないか。》¹⁷⁾

こうして坪内氏の中で、自分のシベリア抑留経験に裏打ちされた「開放的処遇」に対する信念と、松山更生保護会副会長としての経験に基づく、「仕事が楽しめる環境」を用意することが重要との認識、そして、実業家として「造船」という大きな物造りの楽しみという、三つの要素が結び付いたのであった。

しかし坪内氏は、法務省矯正局の職員ではなく、実業家であって民間人でしかない。つまり、自分の造船所で働く職工を事業主として自由に雇用できるとしても、それは一般人に関してであって、受刑者を自由に雇えるわけではない。つまり、松山刑務所長の理解や協力、さらに法務省の了解があつて初めて受刑者を造船所に連れてきて働かせることが可能となる。では次に、その経緯を概観しよう。

(2) 松山刑務所長・後藤信雄との出会いと 初代東京都副知事・住田正一氏の協力

坪内氏は昭和 35 (1960) 年から松山更生保護会の副会長をしていた関係で、翌 36 年に松山刑務所長に着任した後藤信雄氏と話をする機会があつた。後藤所長は、昭和 14-20 (1939-45) 年にかけて軍の中隊長としてテニアン島および父島で受刑者を指揮して飛行場などの建設に従事させるという経験を有していた。数少ない職員で多くの受刑者を管理しなければならなかつた作業現場において、いかに効率よく彼らを働かせるかということに知恵を絞り、受刑者を自由に働かせるようにしてみたところ、作業の効率が非常に上がったという¹⁸⁾。その後、終戦を迎えると同時に、後藤所長も坪内氏がシベリアに連行されたのと同様に捕虜となり、南方で収容所生活の経験をするようになった。その経験から、「刑期を終えた受刑者の速やかな社会復帰をはかるためには、刑務所の待遇の改善をすすめる必要がある。特に、比較的刑の軽い受刑者は、刑務所の空気になじまないうちに更生の道を歩ませるのが理想である。そこで、刑務所と一般社会との中間に位置するような施設はできないものか、と後藤はつねづね心を砕いていた。」¹⁹⁾「おまけに、そこで出所後の身のふり方を決めるため職業訓練もできたら……」²⁰⁾と考えていたのである。

後藤所長は、受刑者の自主性に任せて自由に働かせることに大きな意義があるという確信と、軽い刑の受刑者については特に待遇を改善して早期の出所をさせることが更生に資するという信念とを、自分が所長を拝命した松山刑務所において実現してみたいと考えたのである²¹⁾。それと同時に、当時、松山刑務所では刑務作業を確保するのに苦勞していた²²⁾という事実、そして何より、坪内氏が来島船渠大西工場の建設に取りかかろうとしていた時期であつたことが重なり、坪内氏の「開放的処遇」で「仕事の楽しみ」を教えるという夢と、後藤所長の「自由に働かせる意義」を重視し「待遇改善」を図り、「刑務作業」も確保するという刑務所の義務のすべてが、ここにおいて見事に一致し、歯車が一気に噛みあつた。坪内氏は振

返って言う。「ちょうどこの〔昭和〕36〔1961〕年は、大西工場の建設に着手した年であり、〔受刑者が〕工場づくりから一般工員と協力しあえば、完成後も違和感なく溶け込めるだろう——そう考えて、受刑者には新工場で働いてもらうことに決めた」と。

しかし、坪内氏と後藤所長とが、受刑者の開放的処遇や彼らを自由に働かせることについて意気投合し、受刑者の構外作業について合意すれば直ちに松山刑務所の受刑者を来島船渠大西工場に連れてきて、彼らに作業をさせても良いということにはならない。刑務所を管轄する法務省矯正局が良しと言わない限り構外作業として認められたことにはならないから、彼らは違法な作業を行わせることになったことだろう。つまり、この点に関して、法務省から許可を得なければならなかった。このために一役買ったのが、坪内氏と同郷で東京都副知事を務めたこともある住田正一氏であった。

住田氏は坪内氏より20歳ほど年上だったが、同じ愛媛県伊予郡の出身で昭和29（1954）年に当時の呉造船所（後の石川島播磨重工業）の社長に就任した。つまり、坪内氏が来島船渠の社長となった翌年のことである。住田氏は、近代行刑理論の父と呼ばれる正木亮氏と東大時代に机を並べたこともあって、開放的処遇の推進に深い関心を寄せていたという。正木氏は、大学卒業後、法務省において「累進処遇令」を立案するなど、近代的行刑制度の枠を作った人物として知られる。また住田氏は、戦後間もない1947年に、初代東京都副知事の一人となり、その後は運輸省関係の職に就く傍ら、海商法、海法史などの研究にも精を出した。坪内氏がこの住田氏に、大井造船作業場で松山刑務所の受刑者を働かせることについて相談を持ちかけたところ、住田氏も開放的処遇に理解があったため、そして、中央省庁における振舞い方についての経験があったため、法務省関係者との折衝を約束し、実際1年以上にわたって根回しをしてくれたのであった。このような「陰の功労者」住田氏の支えもあって、大井造船作業場の開設は可能となったと言えよう²⁴⁾。

さて、坪内氏、後藤所長そして住田氏の一致した協働によって、実質的にも手続的にも大井造船作業場の開設が現実味を帯びてきたとは言え、地元大西町は、その構想を聞いて大いに難色を示したのであった。しかし坪内氏が説得して回り、最後には大西町住民も坪内氏を信用することにした²⁵⁾。坪内氏自身、「私も不安がまったくなかったわけではない。しかし行き着くところは、受刑者を信用するかどうかの問題である。……受刑者の人間としての義理と人情に賭けてみたのだ。「裏切るはずがない」と信じて……」²⁶⁾と。もちろん、坪内氏は受刑者たち自身が、近隣住

民からも同僚の来島船渠工員からも、しっかりと「信頼」を勝ち取ることができるように徹底的に教育も施したようである。「『あなたたちがもし逃げたら、私 [=坪内氏] は大変なことになる。あなたたちを真人間にしよう、仕事の喜びを教えよう、と私は考えている。もう一度刑務所に入って物笑いになるのか、真人間になって私が保証する人物になるのか、どちらが幸せかよく考えてごらん下さい』みんな涙を流して『逃げません』と約束してくれた。」²⁷⁾ こうして「信頼」だけを頼りに、昭和 36 (1961) 年 9 月 19 日に大井造船作業場は開設されたのであった。

二 大井造船作業場の 50 年

以上のようにして、坪内氏と後藤氏そして住田氏の志が一致したことによって、現存する、全国で唯一、塀のない刑務所として知られる松山刑務所大井造船作業場が、職員 7 名、作業員 20 名で、昭和 36 (1961) 年 9 月 19 日にスタートすることになったのである²⁸⁾。これは、わが国で官民一体となって受刑者の矯正教育等に当たるために、平成 19 (2007) 年に開設され、現在では 4 施設が稼働している「社会復帰促進センター」(=民営刑務所=PFI 刑務所) のいわば先駆けとも言えよう。しかし、大井造船作業場は、それら「社会復帰促進センター」よりも、一層徹底した民間主導の現場であると言えよう。なぜなら大井造船作業場においては、松山刑務所の受刑者が作業員として、(株)新来島どっくの一般工員とともに、新来島どっくで技術を習得しながら働いているからである。また、彼ら作業員たちは、坪内氏が新来島どっくの敷地内に会社の財政負担で建てた「友愛寮」で生活しているということからも、それは言えよう²⁹⁾。それでは、大井造船作業場における矯正教育・職業訓練、および「友愛寮」の特徴等について概観しよう。

(1) 大井造船作業場への道

大井造船作業場における矯正教育等について概観する前に、まず、どのようにしてこの開放的の処遇施設に受刑者たちはやって来るのか見ておこう。受刑者であれば誰でも欲すればここに移送されるわけではなく、一定の要件を具備した者でなければならぬ。また、受刑者に志願者を募るわけでもない。現行の大井造船作業場参観者向けパンフレットに記されている七つの要件は以下のようである。

第一に「積極的な更生意欲が認められる者」。第二に「塀、鉄格子等の物的設備がないため、逃走の危険がない者」。第三に「自主的な共同生活、職業訓練及び生

活指導に重点を置いて処遇するため、対人関係に問題がない者」。第四に「知能指数が普通領域以上としているが、学力テスト、体力テストを加味し、共同生活が普通にできる者」。第五に「暴力団等の反社会性集団に所属していない者」。第六に「引受人が決定し、保護関係の調整の見込みがある者」。そして第七に「概ね6月以上、1年6月以下の在場期間が確保できる者。」³⁰⁾である。特に第五、第六の要件は、出所後の社会復帰にとって重要となる要素であるし、第七についても、造船作業という現場において一定の技術等を習得するためには、少なくとも一定の期間が必要という理由から6月以上、また、特定の受刑者が長居をして、要件を充足している他の受刑者が同様に大井造船作業場で技術等を習得する機会を奪ってしまうことのないようにとの配慮から1年6月以下との期間が設定されているのであろう。また、特に「パンフレット」上に表記されていないが、大井造船作業場の作業員は、概ね20歳代前半から45歳までの初犯の者が対象となっている。彼らの移送元は全国に広がるが、法務省矯正局において毎年策定される移送計画に基づき、管区ごとに割当人数が定められ、A指標刑務所から松山刑務所に移送されてくる。ただし、札幌および仙台管区は遠方すぎるとの理由から、また、高松管区は逆に近距離すぎ、土地鑑があるために、ともすれば逃走の危険があるため、対象から除外されている³¹⁾。要するに、各刑務所において上記要件を満たすと認められた模範的な受刑者が松山刑務所に送られてくるのである。

こうして全国から移送されてきた受刑者は、大井造船作業場に実際に配置される前に、松山刑務所で5週間の事前研修を受けることになる。この事前研修も(株)新来島どっくの職員が講師となって行われる。初歩的な造船作業に関する研修と溶接等の基礎的技術を学んだ後に、受刑者は実際に大井造船作業場に配置され、「友愛寮」における共同生活を開始する。「友愛寮」については後述するが、作業員となった受刑者は、大井造船作業場に到着した後も、さらに3週間の研修を受け、実際に造船作業の重要段階の一つである鉄板から船体各部分となるパーツを切り出す作業と、それら切り出したパーツの研磨作業、そして同様に重要な作業である溶接などについて、(株)新来島どっくの一般工員の補助をしながら、本物の造船技術を学んでいく。

(2) 大井造船作業場での矯正教育・職業訓練とその効果、 逃走事件・再犯率・仮釈放率など

大井造船作業場には、受刑者作業員に向けられた「大井七則」があり、額に入れて食堂内に掲げられている。「自ら考える 教えを聞く 謙虚である 責任を果たす 礼儀正しい 静坐をする 技術を学ぶ」である。いずれも社会のごく当然のルールのように受け取られるかもしれないが、実はこれら七則の基礎には、自分を生かし育ててくれる「他者」との関係で「自己」を見つめ直すことを求めるという基本思想が据えられている。これを詳述するために、すべてを引用しよう。

《(前文) 人が生きているということは、生かされてあるということである。人を生かして育てるものと、深く交わる世界が、人間の真の世界である。

当場は犯罪者を教育するというのではない。日本人を育てるところである。

一、自ら考える——自分で考えるということではない。自分を生かし育ててくれるものに頼って、考えることである。

一、教えを聞く——人から教えを聞くことではない。自分をも人をも生かしている者の、声を聞くことである。

一、謙虚である——職員や同僚につつましくするというのではない。自分を生かし育ててくれるものに、へりくだることである。そうする人は自然、他人にもつつましくなり、愛を感じなくなる。

一、責任を果たす——受刑者として、被害者や国に責任を果たすことではない。自分を生かすものが、万物を愛し育てようとする意思を体してつくられたものとして、その意思にそった働きをすることが、責任を果たすことである。そうすれば当然、被害者や国に責任を果たすことが含まれる。

一、礼儀正しい——人と人との礼儀を言うのではない。自分を生かし育ててくれるものに、礼を尽くすことである。そうすればいかなる時も、自分一人で礼に徹することができる。

一、静坐をする——生かし育ててくれるものに凭^{よりかか}って坐るのではない。姿勢、息、心の三調は凭るための方法である。

一、技術を学ぶ——時を無駄にせず、自分のため、社会のため。》³²⁾

このような「大井七則」を大井造船作業場での基本ルールとして、作業員たちは内面、つまり基本的な考え方や物事への取り組みの姿勢などを見直すところからや

り直しをする生活を営んでいく。しかし通常の刑務所における受刑者は、このような精神修養とも言えるような目標を掲げて日々の生活を行っているかという点、規模の大きさもあって現実には困難であろう。

さらに、大井造船作業場での受刑者作業員が受ける矯正教育・職業訓練が、一般の刑務所でのそれと大きく異なる点は、造船作業の技術等の指導者が、新来島どっくで働く一般の工具、つまり民間人で、しかもマンツーマンに近い、OJT方式だという点であろう。一般の刑務所では、公務員たる技官または看守が、刑務所内の各工場において受刑者を指導する。また、受刑者が作業を行っている床よりも一段高い担当台から、看守が常に目を光らせているが、大井造船作業場では、松山刑務所から大井に派遣されている職員の数自体が12名と少数のためもあるが、広大な造船場で常に目を光らせることは、そもそも物理的にも不可能である。広大な造船作業場は、通常の刑務所の工場のように閉鎖的ではなく、作業時は常に外の空気が通っているような開放的空間であり、刑務所職員の視界に作業員を常に入れておくように配置することはできない³³⁾。それではあまりにも無管理とも思われるが、作業員がそのように広大な造船場においてもどこにいるかを直ちに目視することが可能なように、新来島どっくの一般工具とは、ヘルメットの色によって峻別できるようになっている。一般工具は白、受刑者作業員は青のヘルメットを着用する。しかし、作業員が所定の作業を実行しているか否かを把握することは困難で、彼らの自主性に多くを任さざるをえない。通常の刑務所においては、特に作業時に、受刑者を視界から外してはならないのが看守の務めであることとは、まったく異なる作業風景である。

さて、そのような毎日の刑務作業としての造船作業と併行して、作業員たちは、出所後の社会復帰を目指して、さまざまな免許および資格の取得のために職業訓練を受けて研鑽を積む。「パンフレット」に挙げられている免許・資格は6種類で、玉掛け技能、アーク溶接、ガス溶接、クレーン運転、危険物取扱、そして、フォークリフトである³⁴⁾。

次に、これまでの逃走事件と再犯率について概観する。2011年当時の場長・阿部誠治氏によると、過去50年間で脱走事件は16件19人³⁵⁾。最初の脱走事件が起こったのは、大井造船作業場が開設されてから1年余りしかたっていない昭和37(1962)年9月27日で、「経理夫（掃夫）として就業中、掃除の仕方等について担当職員から注意され、また同じころ発生したタバコの反則事犯について疑いをかけられていると思ひこみ、職員の衣服等を盗んで逃走」したという事件であったが、翌

日、岡山県新見駅で警察官により逮捕されている³⁶⁾。このような事件が発生しないようにするためには、作業員たちがどのようなことを考え、どのような精神状態にあるのかを職員が了解していること、つまり心情把握が非常に大切なこととなる。そのため、後述するように、各作業員と友愛寮の松山刑務所職員とは毎日面談を実施する。

次に再犯率（厳密には再入率）についてであるが、A 指標受刑者のうちでも模範的な者を全国から集めていることもあって、当然のことながら低い。大井造船作業場が開設されてから 30 年余りが経過した 1992 年 2 月 1 日までに、2117 人の作業員が釈放となり社会へ戻っていったが、そのうちの 15.8% が再犯を起こして再入している³⁷⁾。これは仮釈放者に関する同時期の全国平均再犯率が約 30% であることから、約半分の再犯率である。また、2005 年から 2010 年までの再犯率は 12.8%³⁸⁾、2009 年から 2013 年までの 5 年間では 2.5%³⁹⁾である。

さて大井造船作業場の作業員にとってのメリットとして、先述の免許や資格取得以外には何が考えられるか。一つは仮釈放の時期が早まり家族など待っている者の元へ早期に帰ることができること、もう一つは、作業報奨金等の取得金額が全国平均に比して多額なことである。その他、日々の生活における友愛寮での開放的日常が挙げられるが、それについては後述する。

まず仮釈放の時期について、つまり刑の執行率が大井造船作業場の作業員に關してはどの程度かということであるが、1991 年の時点では約 60%⁴⁰⁾、2013 年の聞取りでも約 60% の執行率とのことであつた。2011 年の仮釈放者刑執行率全国平均および松山刑務所におけるその率は 83% であるから、やはり平均よりも早い時期に社会復帰が可能である。しかし、必ずしも大井の作業員全員が仮釈放を認められるわけではない。2011 年 11 月までに 3547 人が大井造船作業場にやつて来たが、そのうち 2517 人に仮釈放が認められた⁴¹⁾ということから、仮釈放率は 70% 強である。2011 年の全国平均は『犯罪白書』平成 24 年版によると 50% 弱（男子）であるから、明らかに大井では仮釈放が認められる率も高い。厳密には、大井造船作業場を無事に終了した作業員の 100% は仮釈放で出所したが、終了前に規則違反など何らかの事情で松山刑務所へ送還となった約 30% が満期出所となったということである。ただし、2013 年および 2014 年における本所送還者は 0 人とのことである。

次に、作業報奨金についてであるが、2012 年の全国平均が月 4838 円のところ、大井造船作業場のそれは、同作業場での作業が危険であることもあり、最終的には

〔資料〕大井造船作業場（松山刑務所構外泊込作業場）50年の歴史とその役割

一等工としての作業報奨金に手当てが付いて月約1万7000円を受けることができる。その他、作業員たちには、刑事収容施設法39条1項に定める「自己契約作業」が認められ、各自で新来島どつくと請負契約を結んだ上で、刑務作業以外の、契約に基づく作業を余暇時間帯に行うことがある。その作業は主として完成間近の船内清掃等で、土日などの余暇時間を使って行われる。この自己契約作業による報酬は、直接各作業員に帰属し、それぞれの領置金に組み入れられる⁴²⁾。

以上、大井造船作業場における職業訓練を中心とした矯正教育および仮釈放等について概観した。それでは次に、作業員が生活をする「友愛寮」について概観する。そこでは、彼ら作業員たちによる自主的・自治的な運営が顕著な特徴として見られる。

（3）友愛寮における生活の特徴——自治会と自治活動

昭和36（1961）年9月に来島船渠大西工場の敷地内に大井作業場が開設された際、松山刑務所の受刑者20人が同作業場に移送されてきたが、その当時、同工場敷地の片隅にあった「古い物置（引揚者二家族が住んでいた）を買収、二家族に別の住居を用意して立ち退かせ、応急修理して宿舎にし⁴³⁾」た。この時の改造費用約200万円は、来島船渠が負担した。その後、同じ大西工場敷地内に、やはり木造で平屋建宿舎（940m²、収容能力94名、総工費600万円）が建てられ、翌昭和37年1月30日にそこへ移転した⁴⁴⁾。これが作業員たちの宿舎としては2代目となる。その後、来島船渠は発展し昭和41（1966）年6月に、社長は坪内氏のまま（株）来島どつくとなったが、作業員たちの宿舎も新たに総事業費1億3千万円を来島どつくが全額負担して、「鉄筋コンクリート3階建延べ2,520m²、120名収容できる住宅公園型宿舎」として昭和43（1968）年11月25日に完成した。こうして3代目の宿舎として、初めて近代的な鉄筋コンクリート造りのものができあがった。これに合わせて、当時の受刑者によってこの宿舎の名前は、現在も使われている「友愛寮」と名付けられたのである⁴⁵⁾。その後、昭和60（1985）年9月2日にさらに4代目として、現在利用されている「鉄筋コンクリート5階建延べ2,261m² 92名、部屋数23室（4人共同室）トイレ及び浴室は大理石張りの宿舎⁴⁶⁾が約2億6千万円かけて完成した。作業員たちが「資格試験を目指して勉強ができるように、図書館や学習室を充実させ……内装にも金をかけ、風呂〔とトイレ〕には大理石を貼ることにした⁴⁷⁾」と坪内氏は言う。これは、先にも触れた坪内氏の基本的な考え方、「人間が楽しい仕事をするには楽しい環境を作ってやらなければならない」との考えに由来するのであ

ろう。

このような歴史を有する友愛寮での作業員（＝寮生）たちの生活は、彼らの自治会に大きく委ねられており、それが一般刑務所はもちろん、他の開放的処遇施設における受刑者の生活と比較した場合の、顕著な特徴である。これも先述の坪内氏、後藤氏および住田氏の基本的な考えに基づく。坪内氏曰く、「刑務所の延長じゃうまくいかん。看守はいない位がいい。受刑者に自主的に運営させた方がいい（自治組織のこと）。」⁴⁸⁾ それでは、その自治組織とはどのようなものか概観しよう。

寮生は、自分たち自身で寮生活のルールを定めた生活要領を持ち、主として清掃だが寮の維持管理のための役割分担、その他の自治体の活動などについて、全体会議、班別会議、役割責任者会議、新来場者懇談会、現場別安全会議を含む各種自治集会で話し合い、決定して実践する。全体会議は、自治会のあり方、作業員としての心構え、月間努力目標の設定等について月1回、班別会議は各班の週間努力目標の設定と反省を少なくとも2週間に1回、役割責任者会議は自治会における役割活動、その他自治会運営上の問題点等について月1回、新来場者懇談会は新たに松山刑務所から移送されてきた新来場者の質疑を自治委員が行うことで不安を解消し、友愛寮での新しい生活に早期に順応することを目的に月1回、そして現場別安全会議は作業災害の未然防止と作業員の安全・衛生確保のために月1回開催する⁴⁹⁾。また自治会の役員として、会長、副会長、議長、寮長、経理リーダー、新入教育リーダー、居室の各室長を、多くの場合、大井の在場年月を基礎に自分たちで選出し、大井職員を含む松山刑務所職員が最終的に合議して決定する⁵⁰⁾。作業員たちそれぞれの役割は一つに限定されているわけではなく、複数担当することになるため、それぞれの会議が月に1回、2週間に1回の会合であっても、各人それなりの回数の会合に出席することになる。

これら種々の活動の中でも、特に特徴的な役割活動について付言すると、委員として、リーダー以外にも、衛生・編集・安全・体育レクリエーション・教養各委員が選出される。そして、委員は、例えば集団行動の時の号令および人員点呼や、集会所・娯楽室の管理補助、編集・購読・安全についての事務補助、清掃・整理整頓の検査補助、体育レクリエーション用具・新聞・図書保管・整理補助、テレビ・ラジオ番組の編成、委員・週番日誌作成等、広範にわたる役割を担う⁵¹⁾。

「自治寮 [=友愛寮] における自主行動については、居室間の訪問・集会所・娯楽室・静座室及び洗面所の利用について、これを認めている。また構内の特定区間について必要が認められる場合には、一定の制約の下で自主行動を許可している。」⁵²⁾

というように、友愛寮における生活のかなり広範な部分にわたって、受刑者である寮生が生活主体者として認められ、組織的な枠組みの下で、運営についての関与が深く認められている。このような運営を可能としているのは、後藤、坪内、住田氏らの基本的な思想を基にして作られている処遇目標と処遇の方針である。つまり、「世界の矯正思潮の趨勢に応じ処遇内容をできるだけ社会化し、理想的な開放処遇とするため、大幅な自治処遇、各種職業訓練、工業重労働への適応を図るなど近代的矯正の組織充実」を目標としている。作業場運営の特色は、「① 収容者（作業員）の人格を尊重し、自覚と信頼を処遇の基調に置き、その社会化を図っている。② 逃走防止のための物的、人的措置はとられていない。…… ③ 作業は一般工具との協同作業であり、作業内容はガス切断作業、電気溶接作業、研磨作業等の鉄工作業で、特殊部門を除き造船工程の全域にわたっている。④ 自由の善用と自主性の育成を図るため可能な限り自治活動が認められ…… ⑤ 職員の勤務はもちろん泊込み……であり、昼間は作業安全監督と工具からの情報収集であり、夜間は集会指導、面接指導、書信整理等の心情把握の他職業訓練を主な業務としている。……その仕事の性格上、……友愛寮にあっては晩酌はできない」⁵³。

以上のような、坪内、後藤、住田氏が50年余りに抱いた、自主的・自治的な運営に基づく整った生活環境および、開放的処遇と充実した職業訓練こそが受刑者の社会復帰にとって重要であるとする基本的思想とそれに基づく処遇目標・方針等による運営が、ここ大井造船作業場と友愛寮において実現している。しかし、クラブ活動、レクリエーション、余暇活動などが充実した生活と聞くと、友愛寮における作業員の生活は楽しく、楽なもののように映るかもしれないが、実はそうではない。平成元年当時の第15代場長・池口氏によると、

《日本中でいや世界中で、これ程よく頑張っている集団はないであろうと思えるくらい、起床してから就寝するまで、常に気合を入れ頭と体をフル回転させて頑張っています。

作業員は、自分で毎月生活目標を立て、自分の力で実行し、自分で採点します。一ヵ月に二冊以上の良書を読んで感想文を書き、一ヵ月5時間以上の静座（座禅に似たもの）もしなければなりません。資格取得のための勉強を行い、時には所内誌の原稿も依頼されます。各種集会や行事があれば、議事録や感想文を書き、反省日誌、安全教育日誌も書きます。朝夕は寮内外をくまなく清掃し、毎朝集団行動訓練を受け、作業現場への往復も隊列を組んで全力疾走します。下着等は自分で洗濯します。休日にも近隣の道路清掃等奉仕作業があります。作業員の

生活は、いろいろと楽しい行事はあるものの、全生活時間での割合としては、微々たるもので、その大部分は厳しい生活の連続です。》⁵⁴⁾

つまり、厳しさの中において、初めて自主性と自治が可能になっているのであり、単なる制限や規則の緩和的適用による弛緩と自由の拡大ではない。それは彼らの間における上下関係を基盤とした自治的な指導体制にも示される。

《自治会では、日常生活全般にわたって、先輩が後輩を指導するシステムになっています。常識やマナーを重点に指導していますが、一定の基準で選抜した者ばかりではあっても、社会にいた時には親の言うことも聞かず、好き勝手な事ばかりをしていた者がほとんどで、慣れるまでには相当の苦勞をします。新しく来場した者は、その指導のきめ細かさや厳しさに驚き、当分の間は先輩になれば楽になるように思いがちですが、やがてそうではないことに気付いてきます。上に立つ者ほど人格を磨き、勉強し、あらゆることに配慮しなければならないことが分かってくるのです。》⁵⁵⁾

実際のところ、毎年、50人以上の新来場作業員が大井造船作業場に移送されてくるが、そのうち10人程度が友愛寮または大井造船作業場での生活や作業に耐えられず、松山刑務所に戻っていく。友愛寮では、刑務所職員である看守からではなく、同じ受刑者でしかも年下でもある先輩寮生から日々指導を受け、その指示に従わなければならないことに我慢ができなかった、という理由で、早期仮釈放等の期待が持てるそこの生活を諦めて、松山刑務所に戻ることを希望する者も中にはいる。ただし、仮釈放に関連して先に述べたように、2013年および2014年において本所送還は1人もいない。

逆に、そのような友愛寮の生活において、年齢に関係なく自分たちで決めたところに従って各自が責任を持ち、それを全うしていくことが、自分たちが社会復帰したときには重要となるであろうことを正確に理解し、感謝の気持ちを持つことで友愛寮での生活の動機としている寮生もいる。

《[大井造船作業場および友愛寮での生活で]自分に欠けていた責任感を改めて痛感し、自分自身を改めて省みる機会を与えて頂きました。このような環境の中で受刑生活を送らせて頂ける事が友愛寮の素晴らしいところであると思います。友愛寮は、自治会制度で運営されていますが、それだけ一人一人の責任は重く、自分の事は、自分で律していかなければなりません。受刑者という立場にありながら自分達の自主性を尊重して頂いており、その結果、友愛寮をより良くするという同じ目標に向かって皆一致団結しており、このような環境で受刑生活を送らせ

ていただき心から感謝しております。〕⁵⁶⁾

さて、ほかにも重要な自治会活動の一つに、所内誌『潮騒』の発行がある。昭和43年10月に始まり、今年2014（平成26）年まで毎月1回発行し続け、すでに540号を超える。『潮騒』は現在、A3サイズ裏表1枚およびA4サイズ裏表1枚の全6頁で、ほぼすべて作業員執筆によるものであり、また編集も校正も編集担当の作業員によるもので、刑務所職員は関与しない。毎月、編集委員が会議体でテーマを決め、それに相応しい記事を作業員が著す。テーマは、例えば「夢」「家族」「別れ」「努力」「感謝」などさまざまである。また、出所予定者による「贈る言葉」なども掲載される。

それら記事の中で多く表現されているのは、友愛寮に来る前の自分自身を見つめ直して、いかに他者に対する配慮が不足しており、自己中心的な生き方をしていたか、また何でも自分一人ですることができると過信していたことを反省し、友愛寮での生活で、初めて他の作業員とのチームワークの大切さや一致団結の重要性を認識したことや、そのようなチャンスを得たことに対する感謝の気持ち、さらに同僚である作業員や職員など周りへの感謝の気持ちを持つようになったこと、などである。また、同僚と真剣に気持ちや意見をぶつけ合うことが友愛寮ではしばしばあり、そこから仲間意識や一致団結の気持ちが生まれてきたこと、そしてそれが基となって、出所する同僚に対して素直な気持ちで心から喜べるようになったことなど、その時々純粋な心が非常に誠実な言葉で表現されている。確かな精神的発展と成長が自覚されている。この『潮騒』を毎月50部印刷し、関係各所に配付している。

その他、行事として「各種球技大会、魚釣り大会、カラオケ大会等を定期的に開催し、春には運動会、観桜会、……集団散歩、夏には梅狩り、水泳訓練、キャンプファイアー、盆踊り大会、秋には文化祭、……集団散歩、芋たき会、そして冬には神社参拝、凧上げ大会、マラソン大会等を行って」きたし、余暇時にはクラブ活動として、「宗教や体育のクラブ以外に、茶道、華道、俳句、詩吟、音楽、手話、点訳、園芸、演劇等全部で21のクラブが活動している」⁵⁷⁾。また、『大井造船作業場50年のあゆみ』によると、現在「茶道、生花、書道、点訳、手話、詩吟、バンド、俳句、絵画」のクラブがあり、この活動状況を発表する場として、毎年秋に文化祭が開かれ、大西町の住民や更生保護関係者等の見学者が訪れる⁵⁸⁾。このように地域に開かれた活動も、寮生の自主性を尊重しながら、一般篤志家の指導を受けつつ実現している。

特に文化祭が良い例であるが、以上のような、友愛寮における諸活動を可能にしている前提条件は、地域住民の理解と12人の職員の献身的な職務遂行である。週5泊を友愛寮に泊り込みで支える場長以下、夜間も最低4人の職員が毎日宿直をする。また、友愛寮については、(株)新来島どつくが敷地利用を認め、現在の建物だけでも2億円以上の建築費を負担したことを先に述べたが、それ以外の維持費、光熱費、その他の基本的な備品についても全面的支援を50年以上、現在まで継続している。これも友愛寮存続の必須の条件である。また、大井造船作業場における友愛寮作業員の指導に当たる一般工員の理解と支援がなければ、作業員が造船作業をできるようにはならないから、(株)新来島どつく全体の理解と援助が欠かせない。一般工員は、すでに50年も前からこのような状況でやってきているから、何ら違和感なく友愛寮作業員を同僚として受け容れ、日々造船作業に従事しているのである。さらに、地域住民である大西町の人々は、大井造船作業場開設当初、受刑者が塀もない友愛寮に住みながら柵もない造船作業場で日々作業をすることについて反対していたが、16件の逃走事件もありながら、50年余りの間、先述の文化祭などの行事について積極的に関与している。それはなぜか、次に見ておこう。

(4) 近隣の大西町住民との関係

大井造船作業場が開設された昭和36年の翌年、近隣大西町で3度火事が発生した。昭和37年2月15日、7月11日と12月12日の3回である。2月には17人の友愛寮寮生が、7月には18人が、12月にも同様の数の寮生が、場長から大井造船作業場敷地外に出る許可を得て、自主的に消火活動や家財の搬出のために力を尽くしたのであった。その勇敢な行動に、消防団長や町長が、感謝の気持ちを伝えに友愛寮を訪れ、翌昭和38年には両者から感謝状を授与されることになった。こうしてそれまで大西町の人々が持っていた、寮生に対する不信感も消滅していったという⁵⁹⁾。

その後、現在まで、大西町の人々は、毎年友愛寮で開かれる文化祭に、寮生の活動を示すさまざまな展示の見学を訪れ、また年末の餅つき大会では、寮生と一緒に餅をつき、それを分け合うようになった。そのほかにも、寮生たちは、職員の引率によって、春のお花見である観桜会や夏の水泳訓練も近隣で実施するし、松山城や動物園に見学に出掛けることも年に2回はあるが、これら大井造船作業場敷地外での活動についても、地域住民の理解を得て実施しているのである。

そのような友愛寮の諸活動を大西町の人々に理解され、受け容れてもらうため

に、寮生たちもまた、自分たちの週末の余暇時間を使って、JR大西駅構内やその周辺、近所の道路、神社などの清掃活動を実施している。それらが認められて、理解が得られ、したがってさらに多くの行事や活動が許可され、また認められていくという、良好な循環が機能しているのである。このような循環は、友愛寮開設後数カ月経過した時点から、ある程度できあがってきたとのことである。「受刑者の規律正しさ、礼儀作法、整列点呼などに、来島どっくの本工ばかりでなく、関心を抱く地元の人も目を見張って好感を抱くようになってきた。本工は最初怖がって受刑者たちと口をきくのも避けていたが、だんだん一体化していったのである」⁶⁰⁾と。そのようなときに先述の火事が発生し、近隣の人々の信頼をも得ていくことになったのである。

坪内氏、後藤所長そして住田氏だけの功績として、友愛寮および大井造船作業場は語られるべきではなかろう。そこには、~~(株)~~新来島どっくの一般工員、大西町の多くの住民、松山刑務所の職員、特に友愛寮に宿泊しつつ寮生の社会復帰を支援する場長以下の職員が存在し、また、クラブ活動を支援する一般篤志家も、日々の活動ばかりか、文化祭の開催のためにも欠かせない重要な存在である。このようにして、単に法務省矯正局や松山刑務所の働きばかりではなく、民間企業と地域、その他の人々に支えられてこそ、開放的処遇および構外泊込作業施設が可能となるのである。

結 語

以上本稿では、松山刑務所大井造船作業場および友愛寮の設置の経緯、そして、そこでの職業訓練および自治的な生活について概観した。すなわち、愛媛の実業家・坪内寿夫氏が来島船渠の再生を引き受け、それが軌道に乗ったことから、大西町に新たな造船作業場を設けることになり、その際に、松山刑務所長・後藤信雄氏や住田正一氏の協力により、同刑務所の受刑者を造船所で造船作業に当たらせることで、受刑者に仕事の楽しさを体験させ、技術を習得させ、一般社会と似た自治的・自主的な生活環境で生活させることで、受刑者が刑務所生活に慣れてしまう前に、社会復帰を達成させようとした。刑務所の構外における処遇となるため、友愛寮という寮に受刑者作業員は全員宿泊しなければならないが、それには地域住民である大西町の人々の理解と信頼が必要であるから、それを得るために友愛寮の寮生は、日々地域住民のために奉仕活動を実践し、文化祭等の行事に来訪してもらう活

動を継続している。また、(株)新来島どっくの一般工員からさまざまな技術を習得し、免許や資格を取得することから、新来島どっくの多くの人々の理解と協力により、刑務作業に代わる造船作業場での作業が可能となるのである。もちろん友愛寮に泊り込みで勤務する職員の努力も欠かせない。したがって、大井造船作業場のような構外泊込作業場の存立の要件としては、受刑者が確固たる更生への「志」を有すること、彼らの支援のために同じ友愛寮に寝泊まりし、ほぼ同居する職員が存在すること、そして、彼らの技術指導に当たる新来島どっくの工員たちのような理解者・協力者が存在することが必須である。それと同時に、友愛寮周辺の地域住民の理解と協力も重要な要件となる。なぜなら、地域住民が、大井造船作業場の受刑者作業員の更生と社会復帰を願って、その自治的活動を理解し協力すること、要するに意識的に無意識のうちには別にして「社会的包摂」を実施することが不可欠だからである。

大井造船作業場および友愛寮には、寮生たちが再犯を起こすことなく社会に無事復帰するよう、彼らの「生れ変わり」＝甦り＝更生を可能にする条件が揃っている。否、彼らの「生れ変わり」だけではなく、松山刑務所職員の「生れ変わり」であり、地域住民および新来島どっくの一般工員たちの「生れ変わり」でもある。これは、刑務官を定年退職後、大井造船作業場場長を務めた前場長・阿部氏の次のような言葉に表現されている。

《定年退職した今だからこそ、現役時代とは違った目で、作業員のことを見ることができるようになった……今までは、受刑者と心通わせることなど、ご法度であった。そんなことを許していたら、受刑者に丸め込まれてしまう危険性がある。だから、「口をきいてもいけない」と厳しく指導されてきた。

今は、まったく逆。「心を通わせて信頼関係を作り上げていくこと」が最大の課題になった》⁶¹⁾。

《作業場を巡回するとき、「頑張っているか」と声を掛ける。相手が敬礼をすれば、こちらは笑顔を返す。そんなことから、自分は認められ、信用され、あてにされていると感じ始める。心情を把握できれば、人は裏切らないものです。》⁶²⁾

もう一つ、大井造船作業場のような開放的処遇施設を機能させる条件がある。それは、あくまで小規模ということである。2013年の訪問時には24人の作業員が在場していた。開設翌年の昭和37(1962)年には100人規模であったが、現在はかなり少人数だ。作業員個々の心情をしっかりと把握し、一人の「人」として処遇す

る、つまり付き合っていくためには、どうしても少人数でなければならないであろう。そしてそれは、本稿冒頭で述べた「処遇の個別化」という、現行刑事収容施設法30条に表現される基本理念の下において必須の要件であろう。府中刑務所、大阪刑務所、名古屋刑務所など、わが国の大規模基幹刑務所では2~3千人の受刑者を収容するが、そこでは必然的に各受刑者を称呼番号によって管理せざるをえなくなる。私たち市民も「人」、看守ら刑務所職員も「人」、受刑者も「人」であり、「人」以外のものとして誰も処遇されたことはない。したがって、「人」に更生のプロセスを歩ませ社会復帰を働き掛けることができるのも「人」であり、そのような矯正の現場の環境とそのための「志」を学ぶことの重要性を、大井造船作業場の50年の歴史は私たちに物語っている。

また、このような処遇の問題を受刑者の人権の問題として捉えるならば、単なる自由剥奪の憲法的または合理的な範囲を確定する観点から受刑者人権を考えるのではなく、「人」として処遇され、社会の一構成員に、適切な時機かつ早期に復帰するために必要となる適切な処遇を受けることを公権力に求める社会権的な権利として、つまり、元々「人」として有する社会に包摂される権利を早期に回復するための権利として捉え直すことが、これからの受刑者の人権を考察する際の視点として重要になるのではないかということ、大井造船作業場を作った先人たち、坪内氏、後藤氏、住田氏、また新来島どつくを含む大西町の人々は私たちに教えてくれている。

このような考え方に対して、「それはあくまで理想的な夢物語であって、人数からしても、大井造船作業場に居る受刑者数の千倍以上が一般刑務所に在所している。それら5万、6万の受刑者を皆、このような構外開放処遇施設で自主的・自治的に生活させることなど不可能だし、そもそも懲役刑の趣旨に反するだろう。」という批判もありえよう。もちろん、これに対しては慎重な考察が必要となるが、差し当たり、次のように答えておきたい。一般受刑者の中から選りすぐりの者を選抜して大井造船作業場に送り、このように特別な開放的矯正処遇が可能であるならば、同様の施設を用意して、同様に選りすぐりの者をそこで処遇できるかもしれない、と。しかし、これに対しては、すでに大井造船作業場にベスト中のベストを送ってしまっているからこれ以上選りすぐれない、との反論があるであろう。であれば、大井造船作業場ほどではないにしても、少しそのレベルを調整して、できる限りの自主性・自治性を認めた開放的処遇が可能な施設を用意して、そこに二番手のベストを送ることは可能ではないか、と返答したい。というのは、「人」は、は

んの一握りの、千分の一つまり 0.1% のベストの者か、そうでない 99.9% の者かの、二分しかできない存在ではないはずだからである。確かに、一般の刑務所も、A 指標、B 指標受刑者収容施設、さらに特別なものとして医療刑務所、少年刑務所、女子刑務所など、収容するべき被収容者の特質に従って区分（収容分類）がなされている。しかし、更生の可能性、早期社会復帰の可能性の度合いに従って、さらにきめ細かい分け方が可能なのではないか。そして、それこそが、「処遇の個別化」の本旨ではなからうか。この点を含むさらなる考察は、また別の機会に行いたい。

注

- 1) 今治市大西町にある構外泊込作業場がなぜ「大井」造船作業場と呼ばれるのかについては、矢内世夫『再建王 坪内寿夫の人間活性 甦る男たち 塀のない刑務所・友愛寮の場合』（近代経営協会、1984年）8頁参照〔以下、矢内『甦る男たち』〕。現在の大西町は、昭和30（1955）年に大井村と小西村が合併してできたが、その6年後に開設した大井造船作業場がその名称を引き継いだものと考えられる。ほかには現在、近くの「大井浜」と「大井八幡大神」など、限られたものにその名が残るのみである。
- 2) 拙稿「カリフォルニア州の刑務所監視体制と受刑者の人権に関する考察——2007年の刑務所・行刑改革による更生監視委員会（C-ROB）を含む——」南山法学34巻3・4合併号（2011年3月）183-208頁、「カナダにおける受刑者人権保障と連邦刑務所監視体制——矯正捜査局（OCI）の機能を中心に——」南山法学35巻2号（2012年2月）107-136頁、「イギリスにおける受刑者人権保障と刑務所監視体制」南山法学36巻3・4合併号（2013年9月）333-383頁、「フランスにおける受刑者人権保障と刑務所監視体制」南山法学38巻2号（2014年12月）199-240頁。
- 3) 林眞琴『逐条解説 刑事収容施設法〔改訂版〕』（有斐閣、2013年）89頁。同書はこれを、「個別処遇の原則」「受刑者の自覚」「改善更生意欲の喚起」そして「社会生活に適應する能力の育成」という項目に分けて解説している。
- 4) 法務省総合研究所『平成25年版犯罪白書のあらまし』17, 30頁。（http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00070.html 2014年8月12日確認。）
- 5) 同前、29頁。
- 6) 同前、1頁。
- 7) 半村良『億単位の男』（集英社、1996年）13-18頁〔以下、半村『億単位の男』〕、坪内寿夫『裸の報告書——わが経営わが発想——』（ダイヤモンド社、1978年）179-181頁「私の事業履歴書」参照〔以下、坪内『裸の報告書』〕。
- 8) 坪内『裸の報告書』14-15頁。

〔資料〕大井造船作業場（松山刑務所構外泊込作業場）50年の歴史とその役割

- 9) 平成17年版『犯罪白書』（法務省法務総合研究所）第2編 犯罪者の処遇 第4章 成人矯正 第3節 受刑者の処遇 1 基本制度 (3) 開放的処遇 (http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/51/nfm/n_51_2_2_4_3_1.html 2014年8月16日確認)、平成15年版『犯罪白書』（法務省法務総合研究所）第2編 犯罪者の処遇 第4章 成人矯正 第3節 受刑者の処遇 1 処遇の基本制度 (3) 開放的処遇 (http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/44/nfm/n_44_2_2_4_3_1.html 2014年8月16日確認)。
- 10) 前出注3, 423頁。
- 11) 同前, 432-433頁。
- 12) 藤田忠司『坪内寿夫の 組織破壊の発想』（プレジデント社, 1985年）106-109頁〔以下, 藤田『組織破壊の発想』, 今井琉璃男『来島どっく物語』（内航ジャーナル, 1971年）13-34頁〔以下, 今井『来島どっく物語』, 半村『億単位の男』22-30頁。〕
- 13) 藤田『組織破壊の発想』109-110頁。
- 14) 来島船渠の再建策として坪内氏が目を付けたのが, 木造船にエンジンを付けただけの機帆船を所有する大多数の「一杯船主」である。これは, 夫と妻が一隻の木造船で漁業や近距離海運を営むその日暮らしに等しい経営手法で, 農業の副業として各々の家族を主体として営まれていたものである。産業の近代化につれて内航海運の輸送構造も変化し, 木造船から鋼船の時代が押し寄せる。機帆船に代えて鋼船を望んでも, 「一杯船主」にその資金はない。そこで, 坪内は「来島型標準船」を開発し, 大衆車ならぬ「海上トラック」を量産し価格を下げると同時に, 「月賦販売方式」でそれを「一杯船主」が所有することを可能とし, 「高嶺の花」だった鋼船を「一杯船主」の手の届くものとした。このような工夫により, 鋼船を造船する来島船渠の受注が増加したのである。
- 15) 藤田『組織破壊の発想』111-128頁, 今井『来島どっく物語』29-38頁, 63-73頁, 85-103頁, 半村『億単位の男』49頁。
- 16) 坪内『裸の報告書』15-16頁。
- 17) 藤田『組織破壊の発想』92頁。
- 18) 大井造船作業場開設50周年記念プロジェクト委員会編『大井造船作業場50年のあゆみ——さらなる飛躍へ——』（2012年）2頁〔以下, 『大井造船作業場50年のあゆみ』, および, 矢内『甦る男たち』59-63頁。〕
- 19) 青山淳平『夢は大衆にあり——小説・坪内寿夫』（中央公論新社, 2004年）73-74頁〔以下, 青山『夢は大衆にあり』。〕
- 20) 今井『来島どっく物語』107頁。
- 21) 矢内『甦る男たち』60-61頁。
- 22) 池口弘志「松山刑務所大井造船作業場で実施している開放的処遇について」更生保護42巻2号（1991年）38-39頁, 矢内『甦る男たち』54-55頁。
- 23) 坪内寿夫『成功への意識改革 坪内寿夫経営語録』（PHP研究所, 1983年）128

頁〔以下、坪内『成功への意識改革』〕。

- 24) 矢内『甦る男たち』56-58頁。
- 25) 青山『夢は大衆にあり』73-74頁。
- 26) 坪内『成功への意識改革』129頁。
- 27) 藤田『組織破壊の発想』94頁。
- 28) 『大井造船作業場 50年のあゆみ』16頁。なお、大井造船作業場と同様の構外泊込作業場としては、後藤信雄所長が後に開設した広島刑務所所有井構外泊込作業場がある。ここでも、受刑者が、造船に欠かせない作業を民間の興進産業株式会社の一般作業員とともに実施している。ここでは、「造船所への鋼板中継業」として、「鋼材のショット（金属表面の研磨）、防錆塗装、鋼材鋼板の切断、溶接加工など」の事業を行い、「船体の一部（ブロック）の建造も請け負って」いる。また「工場に隣接する同社所有地（敷地面積4290平方メートル）に泊込作業のための寮舎……昭和43年8月31日、鉄筋二階建ての寮（延べ床面積1320平方メートル、収容定員102名）が完成し、「誠心寮」と命名され」た。この寮も、大井造船作業場と同様に塀などで囲まれておらず、寮の外には広い運動場もあり、ランニング等の運動に利用されている。大井造船作業場と異なるのは、受刑者作業員の数が少ないこと（2015年3月時点で7人）、したがって、「自治会的な役割活動を行うことは難しいため、……寮内生活や作業の役割を公平に分担し自主的な寮運営を行」っている。参照、西田朱樹「有井構外泊込作業場の歴史・現状について」刑政125巻6号（2014年）47-54頁。
- 29) PFI刑務所については、西田博『新しい刑務所のかたち 未来を切り拓くPFI刑務所の挑戦』（小学館集英社プロダクション、2012年）、徳永光「刑事施設の民営化」菊田幸一・海渡雄一編『刑務所改革——刑務所システム再構築への指針』（日本評論社、2007年）237-261頁など参照。PFI刑務所はあくまで、土地も施設も国が所有する機関であり、受刑者はフェンスや柵で囲まれたその施設から出ることなく、パソコン講習等、民間会社が入ってきて実施する教育等の矯正教育を受ける。
- 30) パンフレット「世界に注目される日本の矯正 開放的処遇施設 大井造船作業場 松山刑務所 構外泊込作業場」（2013年2月訪問時入手）から〔以下、「パンフレット」〕。なお、1985年時点では、一に「暴力団関係者または麻薬関係犯罪者でない者」、二に「残刑期がおおむね1年4月以上の者」、三に「年齢45歳以下でかつ重労働にたえうる者」、四に「知能指数が普通以上の者」、五に「顕著な文身〔入れ墨、彫り物（『大辞泉』）のない者〕とされていた（勝尾鎌三「裁判トピックス 男の職場——大井造船作業場——」法律のひろば38巻8号〔1985年〕56-57頁）。それより前の「〈開放的処遇〉——松山刑務所から——」刑政90巻8号（1979年）53-56頁の記事では、上記以外にも「1 行状及び作業成績が良好である者」、「5 身体状況

〔資料〕大井造船作業場（松山刑務所構外泊込作業場）50年の歴史とその役割

に欠陥がなく、健康の総評が乙以上の者」との要件があり、知能指数については「おおむね80以上の者」、年齢については「おおむね40歳以下」と、より明確に示されていた。

- 31) 2013年2月20日筆者の訪問時には、22歳から45歳までの24人が在場していた（2011年7月1日時点では33人）。大井造船作業場に関する本文の記載は、特に注で出典が示されていない場合には、筆者が、2011年7月1日と2013年2月20日に現地を訪問した際に、その時の場長（それぞれ阿部氏と高須賀氏）および松山刑務所・西岡総務部長に行った聞き取り調査に基づくものである。
- 32) 矢内『甦る男たち』39-40頁。その他、「大井五姿勢」という礼儀作法を具体的に言葉で表現する方法を定めたルールや、友愛寮での生活に関する58項目に及ぶ詳細な「寮内生活の心構え」があるという。要するに、「大井七則などの憲法、諸規則、先輩後輩の人間関係——この三つが、新来場者が先ずクリアしなければならない課題である。」（同42頁）。
- 33) 2013年訪問時には作業員24人中19人が造船作業場で作業に当たっており、うち15人ぐらゐは職員の視界外での作業に、ほぼ一日中当たっているとのことであった。（作業に当たっていない5人は友愛寮において経理作業や炊事作業に当たる。）
- 34) 過去3年間の合格率はそれぞれの技術について、順に、100%、89%（春）、92%（秋）、100%、65%、68%、100%である。
- 35) 「今治の新来島どっく 世界唯一、開放型の刑務所 一般の人と共に働きつつ更生」志ネットワーク82巻（2011年）25頁。
- 36) 『大井造船作業場50年のあゆみ』18頁。その後、昭和51（1976）年6月には、2人による初めての集団逃走が発生した（同9頁）。
- 37) 高田賢司（松山刑務所長）「施設紹介 松山刑務所——大井造船作業場における開放的処遇——」矯正の窓2巻（1992年）24頁。また、少なくとも2010年以後、2013年9月に筆者が電話で松山刑務所に確認した時点までの間に、再犯者は一人もいないとのことである。
- 38) 2011年12月13日「塀のない刑務所 人事院総裁賞」愛媛新聞。
- 39) 向川岳彦「大井造船作業場——刑務所長と民間会社社長の再犯防止への熱き思いが生み出した「奇跡」——」刑政125巻6号（2014年）45頁。この間に釈放された81人のうち2人（いずれも2009年釈放された者）が再入所した。
- 40) 池口、前出注22, 39頁。
- 41) 2011年11月9日「塀のない刑務所50周年 延べ3,547人が従事」朝日新聞。
- 42) 林、前出注3, 130頁。
- 43) 矢内『甦る男たち』62頁。
- 44) 『大井造船作業場50年のあゆみ』16頁。昭和37（1962）年1月に第二陣として50人が松山刑務所から移送されてきた（今井『来島どっく物語』109頁）。

- 45) 矢内『甦る男たち』73頁。
- 46) 『大井造船作業場 50年のあゆみ』20, 26頁。
- 47) 青山『夢は大衆にあり』123頁。
- 48) 矢内『甦る男たち』64-65頁。また、同65頁にはこれについての後藤信雄所長の考えと決意が表現されている。後藤氏は「開放処遇の理想形として自治会設置の構想を抱いていただけに自分の理念とも一致し、すぐに[自治会の設置を]決定した。だが看守をつけないわけにはいかないので、極く少数の刑務官を常駐させることにした」と。
- 49) 『大井造船作業場 50年のあゆみ』34-35頁。
- 50) 「自治集会は、受刑者の中から選任した議長及び副議長によって自主的に運営され、寮生活・工場生活・役割活動・自主行動・自主的活動・クラブ活動・体育レクリエーション・規律秩序等の事項を議題にして討議している。また生活目標の自主的設定や目標に対する達成度合いの反省などの討議を行っている。」(前出注30「〈開放的処遇〉——松山刑務所から——」55頁)。
- 51) 同前。
- 52) 同前。
- 53) 勝尾、前出注30, 57頁。また、前出注30「〈開放的処遇〉——松山刑務所から——」53-54頁によると、「処遇に当たっては、1 できるだけ警備を緩和し、役割活動、自主行動、自主的活動等の自治的活動を拡充する。2 社会見学・奉仕活動・施設訪問等の施設外教育活動及び外部作業を充実する。3 面接・相談助言・体育・集会・講和・集団活動・その他の訓練・指導等の生活指導を強化する。4 教育行事・勉学・クラブ活動・レクリエーション等の充実を図り、特に余暇活動を活発化する。5 地域社会・関係機関等との連けいの強化に努め、できるだけ社会資源を活用する。6 開放的処遇を適正に実施することができるよう生活環境を整備する。等の方針を樹立し、自主的・自律的な処遇を通して矯正効果を高め、円滑な社会復帰ができるよう処遇」としている。
- 54) 池口、前出注22, 40頁。
- 55) 同前, 40-41頁。
- 56) 『大井造船作業場 50年のあゆみ』12頁に記された作業員Aによる「作業員の感想」。
- 57) 池口、前出注22, 40頁。運動会は、近年開催されていないとのことである。
- 58) 『大井造船作業場 50年のあゆみ』37頁。
- 59) 同前, 16, 18頁。
- 60) 矢内『甦る男たち』71頁。
- 61) 前出注35, 27頁。
- 62) 同前, 26頁。

〔資料〕大井造船作業場（松山刑務所構外泊込作業場）50年の歴史とその役割

【参考文献一覧】（出版年の新しいもの順）

〈書籍〉

- 大井造船作業場開設50周年記念プロジェクト委員会編『大井造船作業場50年のあゆみ——さらなる飛躍へ——』（2012年）
- 青山淳平『夢は大衆にあり——小説・坪内寿夫』（中央公論新社，2004年）
- 半村良『億単位の男』（集英社，1996年）
- 藤田忠司『坪内寿夫の組織破壊の発想』（プレジデント社，1985年）
- 矢内世夫『再建王 坪内寿夫の人間活性 甦る男たち 塀のない刑務所・友愛寮の場合』（近代経営協会，1984年）
- 小川三四郎『最後の仕事師・坪内寿夫——その鍛え方生かし方——』（東都書房，1984年）
- 坪内寿夫『成功への意識改革 坪内寿夫経営語録』（PHP研究所，1983年）
- 坪内寿夫『裸の報告書——わが経営わが発想——』（ダイヤモンド社，1978年）
- 藤本義一『天井知らず』（朝日新聞社，1978年）
- 今井琉璃男『来島どつく物語』（内航ジャーナル，1971年）
- 柴田鍊三郎『大将』（講談社，1970年）（集英社文庫，1978年）

〈雑誌類〉

- 向川岳彦「大井造船作業場——刑務所長と民間会社社長の再犯防止への熱き思いが生み出した「奇跡」——」刑政125巻6号（2014年）。（同誌の《特集 泊込作業場》の一つとして。）
- 「今治の新来島どつく 世界唯一、開放型の刑務所 一般の人と共に働きつつ更生」志ネットワーク82巻（2011年）
- 高田賢司（松山刑務所長）「施設紹介 松山刑務所——大井造船作業場における開放的処遇——」矯正の窓2巻（1992年）
- 池口弘志「松山刑務所大井造船作業場で実施している開放的処遇について」更生保護42巻2号（1991年）
- 勝尾鏝三「裁判トピックス 男の職場——大井造船作業場——」法律のひろば38巻8号（1985年）
- 「〈開放的処遇〉——松山刑務所から——」刑政90巻8号（1979年）

